

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	2021年12月24日
【中間会計期間】	第62期中(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
【会社名】	株式会社仙台カントリークラブ
【英訳名】	Sendai Country Club Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 菅 原 一 博
【本店の所在の場所】	宮城県名取市愛島笠島字南北沢1番地の8
【電話番号】	(022)383-3636(代表)
【事務連絡者氏名】	人事・経理部長 斎藤 清
【最寄りの連絡場所】	宮城県名取市愛島笠島字南北沢1番地の8
【電話番号】	(022)383-3636(代表)
【事務連絡者氏名】	人事・経理部長 斎藤 清
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期中	第61期中	第62期中	第60期	第61期
会計期間	自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日	自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日	自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日	自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日	自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日
営業収益 (千円)	270,081	209,398	233,500	513,631	441,804
経常利益又は経常損失 () (千円)	33,647	12,674	20,522	22,606	4,524
中間(当期)純利益又は 中間純損失 () (千円)	22,311	10,066	29,094	17,854	662
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	770,000	770,000	50,000	770,000	770,000
発行済株式総数 (株)	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
純資産額 (千円)	2,303,354	2,288,830	2,270,464	2,298,896	2,299,559
総資産額 (千円)	2,724,631	2,686,910	2,727,153	2,713,084	2,704,714
1株当たり純資産額 (円)	1,645,253.06	1,634,879.03	1,621,760.37	1,642,069.18	1,642,542.31
1株当たり中間(当期) 純利益金額又は1株当たり 中間純損失金額 () (円)	15,936.96	7,190.15	20,781.94	12,753.08	473.13
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益金額 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	84.5	85.1	83.2	84.7	85.0
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	37,995	10,834	29,707	52,368	21,859
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	14,106	575	942	94,573	5,960
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	4,219	811	411	7,901	1,652
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	312,227	230,230	285,051	242,451	256,697
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (人)	42 〔13〕	45 〔13〕	41 〔14〕	44 〔15〕	43 〔14〕

(注) 1 当社は子会社を有していないため、中間連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第62期中間会計期間の期首から適用しており、第62期中間会計期間に係る主要な経営指標については、当該会計基準を適用した後の指標となっております。

3 持分法を適用した場合の投資利益は、関連会社に対する投資がないため記載しておりません。

4 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営んでいる事業の内容に重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2021年9月30日現在

従業員数(名)	41(14)
---------	--------

- (注) 1 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の当中間会計期間の平均雇用人員であります。
2 臨時従業員には、パートタイマー契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3 当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であるため、セグメント情報に関連付けた記載をしておりません。

(2) 労働組合の状況

当社には労働組合は結成されておらず労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 経営方針・経営戦略等及び経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当中間会計期間において、当社の経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等について、既に提出した有価証券報告書に記載された内容に比して重要な変更はありません。

また、新たに定めた経営方針・経営戦略等又は経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当中間会計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について、重要な変更はありません。

また、新たに生じた事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

2 【事業等のリスク】

当中間会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生及び前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間会計期間における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要並びに経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

(1) 経営成績

当中間会計期間におけるゴルフ場業界は、比較的穏やかな天候に恵まれ、新型コロナウイルスのワクチン接種が進展したことや、三密回避ができる野外スポーツとしての位置づけの高まりにより、業績は堅調に推移しました。

しかしながら、景気の先行き不透明感がある中、ゴルフプレーヤーの高齢化による会員数やプレー回数の減少などで来場者数が伸び悩み、依然として厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は新型コロナ感染防止の徹底を図るとともに、各種サービスデーの設定、新規会員の増加推進等の営業活動を行い集客に努めて参りました。その結果、入場者数は前年同期比で2,585人増加し21,678人となりました。

これにより、営業収益は233,500千円で前中間会計期間(209,398千円)と比較して、24,102千円増加しました。これは主として入場者数が増加したことによるものであります。

営業費用は213,696千円で前中間会計期間(223,083千円)と比較して、9,387千円減少しました。これは主として広告宣伝費の減少によるものであります。

この結果、営業利益は19,804千円(前中間会計期間13,685千円の営業損失)、経常利益は20,522千円(前中間会計期間12,674千円の経常損失)となりましたが、減資に伴う法定実効税率の変更により、法人税等調整額が大幅に増加し、中間純損失は29,094千円(前中間会計期間10,066千円の中間純損失)となりました。

受注及び販売(入場者数・営業日数・営業収入)の実績は、次のとおりであります。

月	(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)			(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)		
	入場者数 (人)	営業日数 (日)	営業収入 (千円)	入場者数 (人)	営業日数 (日)	営業収入 (千円)
4	2,461	29	39,529	3,633	30	51,091
5	3,092	30	34,118	4,003	31	45,437
6	3,246	30	33,608	3,662	29	36,996
7	3,131	30	32,650	3,322	30	33,492
8	3,708	31	35,945	3,276	30	31,795
9	3,455	29	33,548	3,782	30	34,689
計	19,093	179	209,398	21,678	180	233,500

(注) 上記の収入額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 財政状態

(資産の部)

資産の部合計は、2,727,153千円(前事業年度末比22,438千円増)となりました。

この主な要因は、現金預金(前事業年度末比28,353千円増)、有形固定資産(前事業年度末比6,807千円減)によるものであります。

(負債の部)

負債の部合計は、456,688千円(前事業年度末比51,533千円増)となりました。主な要因は、繰延税金負債(前事業年度末比41,353千円増)、未払法人税等(前事業年度末比3,297千円増)、リース債務(前事業年度末比6,452千円増)によるものであります。

(純資産の部)

純資産の部合計は、2,270,464千円(前事業年度末比29,094千円減)となりました。これは中間純損失によるものであります。

(3) キャッシュ・フロー

当中間会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、28,353千円増加(前年同期は12,221千円の減少)し、当中間期末残高は285,051千円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、29,707千円(前年同期は10,834千円の支出)の収入となりました。これは主に営業収入232,928千円、原材料及び商品の仕入れによる支出19,167千円、人件費の支出110,893千円、その他の営業支出77,836千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、942千円(前年同期は575千円)の支出となりました。これは主として有形固定資産の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、411千円(前年同期は811千円)の支出となりました。これはリース債務の返済によるものであります。

(資本の財源及び資金の流動性に係る情報)

当社の資金は、主に売店販売用商品の仕入、レストラン用食材・飲料の仕入、芝管理に伴う肥料や消耗備品、販売費及び一般管理費等の営業費用並びに設備の新設、改修等に支出されております。これらの資金は、自己資金により賄うことを基本方針としております。

なお、重要な資本的支出の予定はありません。

(4) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当中間会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定について重要な変更はありません。

4 【経営上の重要な契約等】

当中間会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)		
		リース資産	器具及び備品	合計
仙台カントリークラブ (宮城県名取市)	厨房器具一式	—	3,240	3,240
仙台カントリークラブ (宮城県名取市)	汎用トラクター	6,240	—	6,240

(注) 従業員数は第1〔企業の概況〕4〔従業員の状況〕(1)を参照ください。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前事業年度末において、重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

(1) 重要な設備の新設

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設の計画は次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額(千円)		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
		総額	既支払額				
仙台カントリークラブ (宮城県名取市)	汎用トラクター	6,240	—	リース	2021年12月	2022年1月	—
仙台カントリークラブ (宮城県名取市)	非常放送設備機器	2,200	—	自己資金	2022年2月	2022年2月	—

(2) 重要な設備の除却

当中間会計期間において、新たに確定した重要な設備の除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000
計	2,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年12月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	1,400	1,400	非上場 非登録	単元株制度を採用しておりま せん。
計	1,400	1,400	—	—

(注) 発行済株式は、全て議決権を有しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年8月1日(注)	—	1,400	720,000	50,000	720,000	1,220,000

(注) 会社法第447条1項の規定に基づき、資本金を減少し、資本準備金へ振り替えたものであります。

(5) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	2021年9月30日現在 発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社大林組	東京都港区港南二丁目15番2号	17	1.21
株式会社東建工営	名取市杜せきのした一丁目2番地の7	11	0.78
株式会社ユアテック	仙台市宮城野区榴岡四丁目1番1号	8	0.57
株式会社仙台タクシー	仙台市若林区卸町東五丁目2番38号	6	0.42
株式会社東芝	東京都港区芝浦一丁目1番1号	6	0.42
株式会社日立製作所	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	5	0.35
日本通運株式会社	東京都港区東新橋一丁目9番3号	4	0.28
株式会社河北新報社	仙台市青葉区五橋一丁目2番28号	4	0.28
学校法人菅原学園	仙台市青葉区本町二丁目11番10号	4	0.28
東北放送株式会社	仙台市太白区八木山香澄町26番1号	4	0.28
計	—	69	4.92

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	2021年9月30日現在 内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,400	1,400	—
発行済株式総数	1,400	—	—
総株主の議決権	—	1,400	—

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(2021年4月1日から2021年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人MMPGエーマックの中間監査を受けております。

3 中間連結財務諸表について

当社には子会社がありませんので、中間連結財務諸表は作成しておりません。

1 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	406,697	435,051
売掛金	27,435	29,189
棚卸資産	11,877	13,029
その他	11,792	10,233
貸倒引当金	2,256	2,008
流動資産合計	455,547	485,495
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	154,296	150,559
構築物（純額）	125,817	120,996
コース勘定	1,099,095	1,099,095
土地	587,159	587,012
立木	167,353	167,353
その他（純額）	84,786	86,683
有形固定資産合計	¹ 2,218,508	¹ 2,211,700
無形固定資産	1,173	1,052
投資その他の資産	29,485	28,904
固定資産合計	2,249,167	2,241,657
資産合計	2,704,714	2,727,153
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,510	2,540
未払金	7,566	9,216
リース債務	822	2,310
未払法人税等	4,965	8,263
賞与引当金	9,070	9,430
その他	21,217	² 20,158
流動負債合計	47,153	51,918
固定負債		
繰延税金負債	337,033	378,386
リース債務	891	5,856
退職給付引当金	8,277	8,726
その他	11,800	11,800
固定負債合計	358,002	404,769
負債合計	405,155	456,688

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当中間会計期間 (2021年 9 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	770,000	50,000
資本剰余金		
資本準備金	500,000	1,220,000
資本剰余金合計	500,000	1,220,000
利益剰余金		
利益準備金	200	200
その他利益剰余金		
買換資産圧縮積立金	781,254	737,856
別途積立金	150,000	150,000
繰越利益剰余金	98,104	112,408
利益剰余金合計	1,029,559	1,000,464
株主資本合計	2,299,559	2,270,464
純資産合計	2,299,559	2,270,464
負債純資産合計	2,704,714	2,727,153

【中間損益計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
営業収益	209,398	233,500
営業費用	223,083	213,696
営業利益又は営業損失 ()	13,685	19,804
営業外収益	1,010	753
営業外費用	—	35
経常利益又は経常損失 ()	12,674	20,522
税引前中間純利益又は税引前中間純損失 ()	12,674	20,522
法人税、住民税及び事業税	1,173	8,263
法人税等調整額	3,781	41,353
法人税等合計	2,608	49,617
中間純損失 ()	10,066	29,094

【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	770,000	500,000	500,000
当中間期変動額			
中間純損失()			
買換資産圧縮積立金の取崩			
当中間期変動額合計			
当中間期末残高	770,000	500,000	500,000

	株主資本						純資産合計
	利益剰余金					株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	200	782,594	150,000	96,101	1,028,896	2,298,896	2,298,896
当中間期変動額							
中間純損失（ ）				10,066	10,066	10,066	10,066
買換資産圧縮積立金の取崩		670		670	—		
当中間期変動額合計		670		9,396	10,066	10,066	10,066
当中間期末残高	200	781,924	150,000	86,705	1,018,830	2,288,830	2,288,830

当中間会計期間(自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)

(単位：千円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	770,000	500,000	500,000
当中間期変動額			
減資	720,000	720,000	720,000
中間純損失()			
買換資産圧縮積立金の取崩			
当中間期変動額合計	720,000	720,000	720,000
当中間期末残高	50,000	1,220,000	1,220,000

	株主資本						純資産合計
	利益剰余金					株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		買換資産 圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	200	781,254	150,000	98,104	1,029,559	2,299,559	2,299,559
当中間期変動額							
減資							—
中間純損失（ ）				29,094	29,094	29,094	29,094
買換資産圧縮積立金 の取崩		43,398		43,398	—		
当中間期変動額合計		43,398		14,304	29,094	29,094	29,094
当中間期末残高	200	737,856	150,000	112,408	1,000,464	2,270,464	2,270,464

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
営業収入	209,670	232,928
原材料又は商品の仕入れによる支出	15,093	19,167
人件費の支出	112,321	110,893
その他の営業支出	84,524	77,836
小計	2,268	25,031
利息の受取額	7	2
法人税等の支払額又は還付額（ は支払）	8,572	4,674
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,834	29,707
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	575	1,051
有形固定資産の売却による収入	—	112
その他の支出	—	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	575	942
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	411	411
その他の支出	400	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	811	411
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	12,221	28,353
現金及び現金同等物の期首残高	242,451	256,697
現金及び現金同等物の中間期末残高	¹ 230,230	¹ 285,051

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

商品、原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 6～41年

機械装置及び車両運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～8年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支払見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な業務における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) ゴルフ場収入に係る収益認識

ゴルフ場収入につきましては、顧客へのゴルフ場利用等に係るサービスの対価として、顧客から受け取るグリーンフィ等の総額をサービス利用時に収益として認識しております。

(2) 年会費収入に係る収益認識

年会費収入につきましては、会員資格維持のため受領するものとして、入金時に収益として認識しております。

但し、期末においては期間経過により具体的請求権が発生しているため、未入金のものに関しては回収可能性を考慮のうえ収益として認識しております。

(3) 登録名義書換手数料に係る収益認識

登録名義書換手数料につきましては、名義書換等により収受した時点で会員資格を付与するものであり、入金後名義書換等の手続完了時に収益として認識しております。

5 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引出し可能な預金からなっております。

6 その他中間財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。この変更による中間財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下、「時価算定会計基準」という。)

等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

(追加情報)

1. 重要な会計上の見積り

前事業年度の有価証券報告書に記載した内容、仮定について重要な変更はありません。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

当社は2021年8月1日に資本金を50,000千円に減資したことにより、法人事業税において外形標準課税が不適用となりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を30.58%から34.38%に変更しています。

この税率変更により、繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)の金額は41,848千円増加し、法人税等調整額が41,848千円増加しております。

(中間貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当中間会計期間 (2021年 9 月30日)
	620,444千円	636,584千円

2 消費税等の取扱い

未払消費税等の重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

	前中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
有形固定資産	18,325千円	16,140千円
無形固定資産	149千円	120千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,400	—	—	1,400

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	1,400	—	—	1,400

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
現金及び預金勘定	380,230千円	435,051千円
預入期間が3ヶ月を超える 定期預金	150,000千円	150,000千円
現金及び現金同等物	230,230千円	285,051千円

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

コピー機、トラクターであります。

(2)リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、注記を省略しております。

また、その他の金融商品については、重要性が乏しいので注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

前事業年度(2021年 3月31日)

デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません

当中間会計期間(2021年 9月30日)

デリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間会計期間、当中間会計期間ともに該当事項はありません。

(持分法損益等)

前中間会計期間、当中間会計期間において関連会社に対する投資がないため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

前事業年度、当中間会計期間において資産除去債務関係については、以下のとおりです。

当社は賃借している土地の上に給水施設を建設しており、土地の賃貸借契約を解約した場合には原状回復義務が付帯されておりますが、当該契約は、自動更新であり、かつ、ゴルフ事業以外の利用は不可能なことから契約解除となる蓋然性が極めて低く、発生時期を合理的に見積ることが出来ないため計上しておりません。

(賃貸等不動産関係)

前事業年度、当中間会計期間ともに該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：千円)

	ゴルフ場収入	年会費収入	手数料収入	合計
グリーンフィ	40,156	—	—	40,156
諸費	57,532	—	—	57,532
キャディフィ	20,346	—	—	20,346
食堂収入	30,368	—	—	30,368
その他の収入	53,685	—	—	53,685
年会費	—	24,112	—	24,112
登録名義書換手数料	—	—	7,300	7,300
顧客との契約から生じる収益	202,087	24,112	7,300	233,500
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	202,087	24,112	7,300	233,500

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、開示対象となる事業セグメント情報がないため、記載しておりません。

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社は、ゴルフ事業及びこれに付帯する業務の単一事業であり、開示対象となる事業セグメント情報がないため、記載しておりません。

【関連情報】

前中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、ゴルフ事業による単一のサービス品であり、本邦以外の国との取引がなく、また、外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

当社は、ゴルフ事業による単一のサービス品であり、本邦以外の国との取引がなく、また、外部顧客への売上高が、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

該当事項はありません。

当中間会計期間（自 2021年4月1日 至 2021年9月30日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎並びに 1 株当たり中間純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (2021年 3 月31日)	当中間会計期間 (2021年 9 月30日)
(1) 1 株当たり純資産額	1,642,542円31銭	1,621,760円37銭
(算定上の基礎)		
中間貸借対照表(貸借対照表)の純資産の部の合計額(千円)	2,299,559	2,270,464
普通株式に係る純資産額(千円)	2,299,559	2,270,464
普通株式の発行済株式数(株)	1,400	1,400
1 株当たり純資産の算定に用いられた普通株式の数(株)	1,400	1,400

項目	前中間会計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
(2) 1 株当たり中間純損失金額()	7,190円15銭	20,781円94銭
(算定上の基礎)		
中間純損失金額()(千円)	10,066	29,094
普通株式に係る中間純損失金額()(千円)	10,066	29,094
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数(株)	1,400	1,400

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第61期)	自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日	2021年 6 月22日 東北財務局長に提出
---------------------	----------------	-----------------------------------	---------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年12月21日

株式会社 仙台カントリークラブ
取締役会 御中

監査法人 MM P G エーマック

東京都品川区

代表社員 業務執行社員	公認会計士	門 傳 基 博
代表社員 業務執行社員	公認会計士	久 保 田 果

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社仙台カントリークラブの2021年4月1日から2022年3月31日までの第62期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社仙台カントリークラブの2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。